

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障施策に要する経費のお知らせ

平成26年4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%・10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度神恵内村一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりとなります。

【歳入】地方消費税交付金	19,282 千円
うち社会保障財源化分（税率引き上げ分）	8,344 千円
【歳出】地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障施策に要する経費	178,858 千円

（単位：千円）

区分	目的別	平成30年度 決算額	うち地方消費税 交付金（社会保 障財源化分）が 充てられた社会 保障施策に要す る経費	財源内訳					
				特定財源				一般財源	
				国庫支出金	道支出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金 （社会保障財源化分）	
民生費	社会福祉費	133,753	64,741	13,388	11,999	0	9,254	30,100	2,488
	老人福祉費	75,368	36,020	0	4,553	0	3,203	28,264	2,336
	児童福祉費	71,882	71,233	5,381	25,702	0	4,267	35,883	2,965
	小計	281,021	171,994	18,769	42,254	0	16,724	94,247	7,789
衛生費	保健衛生費	122,370	6,864	0	146	0	0	6,718	555
合計		403,391	178,858	18,769	42,400	0	16,724	100,965	8,344

社会福祉費では、社会福祉協議会運営補助、障害者自立支援給付事業、国民健康保険特別会計繰出金等の事業を実施しています。

老人福祉費では、高齢者日常生活支援事業、後期高齢者医療特別会計繰出金等の事業を実施しています。

児童福祉費では、保育所運営事業、地域子育て支援センター事業等の事業を実施しています。

保健衛生費では、健康推進対策（各種健診事業、予防接種事業、母子保健事業）、乳幼児等医療費等の事業を実施しています。

※ 地方消費税交付金の社会保障財源化（税率引き上げ分）相当額は、各事業に要する一般財源の比率に応じ按分しています。